

**高知県公安委員会告示生企第13号**

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号イの規定により、聴聞を次のとおり開催する。

令和8年6月1日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

- 1 聴聞の件名  
行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号イの規定に基づく聴聞（令和8年）第2号
- 2 聴聞の期日  
令和8年7月13日（月）午後3時
- 3 聴聞の場所  
高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部聴聞室